

困難な問題を抱える若年女性支援のためのセミナー

地域ブロックセミナー



【行政説明】

婦人保護事業の強化について

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

課長 中野 孝浩

「困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会」（中間まとめ）などを踏まえた現状

- 婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法を法的根拠として「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」（要保護女子）の「保護更生」を図る事業として始まり、法制定以来、一度も抜本的な見直しがなされていない。
- しかし、この間、「女性を巡る課題」は多様化・複雑化・複合化
平成13年にDV防止法、平成25年にストーカー規制法その他、性暴力・性犯罪被害や人身取引被害、家庭関係破綻や生活困窮などの問題を抱えている女性たちについても、婦人保護事業の対象として運用
⇒売春防止法に法的根拠を有することに起因する制度的限界
- 昨今の動きとして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出自粛が求められる中、家庭等に居場所のない若年女性たちの存在が顕在化。
⇒こうした支援を必要とする女性たちに婦人保護事業が十分対応できていない。
- 「婦人保護事業を売春防止法から切り離し、官民一体となって困難な問題を抱えている女性たちの自立を包括的に支援する新たな制度が必要」との提言を踏まえた動き

R4年度予算 官民連携による婦人保護事業の強化
婦人保護施設・婦人相談所・婦人相談員 + 民間団体

■ 女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021 <抄>
(令和3年6月16日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定)

I コロナ対策の中心に女性を

(2) 困難や不安を抱える女性への支援

○若い女性に対する官民連携での支援体制強化

経済的に困窮した若い女性の妊娠に関する相談や経済的支援の検討の必要性が高まっている。特に10代後半から20代前半の若い女性について、制度間の隙間の中で十分な支援ができていないことに鑑み、**現行の婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談員の機能強化を図る**とともに、児童相談所、福祉事務所などの公的な支援機関と、**NPO法人などの民間事業者が、それぞれの強みを活かし、官民の連携での支援体制づくりを構築し、若年被害女性等支援事業や困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業を通じて、困難な問題を抱える女性を支援する。**【厚生労働省】

III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

○配偶者等からの暴力への対策の強化

⑥婦人保護事業の見直しの検討

「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の中間まとめ(令和元年10月)を踏まえ、既存の法体系に関する整理を進め、**新たな枠組みの構築に向け、早期に国会での検討が進むよう、必要な対応を行う。**【厚生労働省】

■ 経済財政運営と改革の基本方針 2021 (いわゆる「骨太の方針」) <抄>

(令和3年6月18日 閣議決定)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(2) 女性の活躍

今般の感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用・所得への影響、女性の自殺者の増加等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなった。支援を必要とする女性が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められている時代もない。

全ての女性が輝く令和の社会を実現するために、「第5次男女共同参画基本計画」及び「**女性活躍・男女共同参画の重点方針2021**」に基づき、女性デジタル人材育成、ひとり親に対する職業訓練、「生理の貧困」への支援など女性に寄り添った相談支援、フェムテックの推進、妊娠婦や**困難を抱える女性への支援といったコロナ禍で大きな影響を受けている女性への支援**、養育費の不払い解消、女性の登用・採用の拡大を含めた幅広い分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等の検討、性に関する教育、性犯罪・性暴力対策の強化**などの取組を推進する。**…感染症に伴う配偶者等からの暴力の増加、深刻化の懸念を踏まえ、相談体制の充実などの取組を引き続き推進する。

婦人保護事業(困難な問題を抱える女性への支援)に関する令和4年度予算案の全体像

令和4年度予算案: 26億円(婦人保護事業費)

令和4年度予算案: 212億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

令和4年度予算案においては、女性が抱える困難な問題の多様化・複合化・複雑化等に対応するための婦人保護事業の見直しに係る新法制定の動きを踏まえ、以下の取組に関する新規・拡充予算を計上。

1. 婦人保護施設措置費

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、婦人保護施設入所者等に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。

2. 児童虐待・DV対策等総合支援事業

①婦人相談員活動強化事業

関係機関や他制度に基づく支援との連携や調整等において中核的な役割を担う婦人相談員に対して、経験年数に応じた加算を設定した上で手当を支給するとともに、期末手当を支給し、適切な処遇を確保する。

②困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

前年度同様で継続実施。

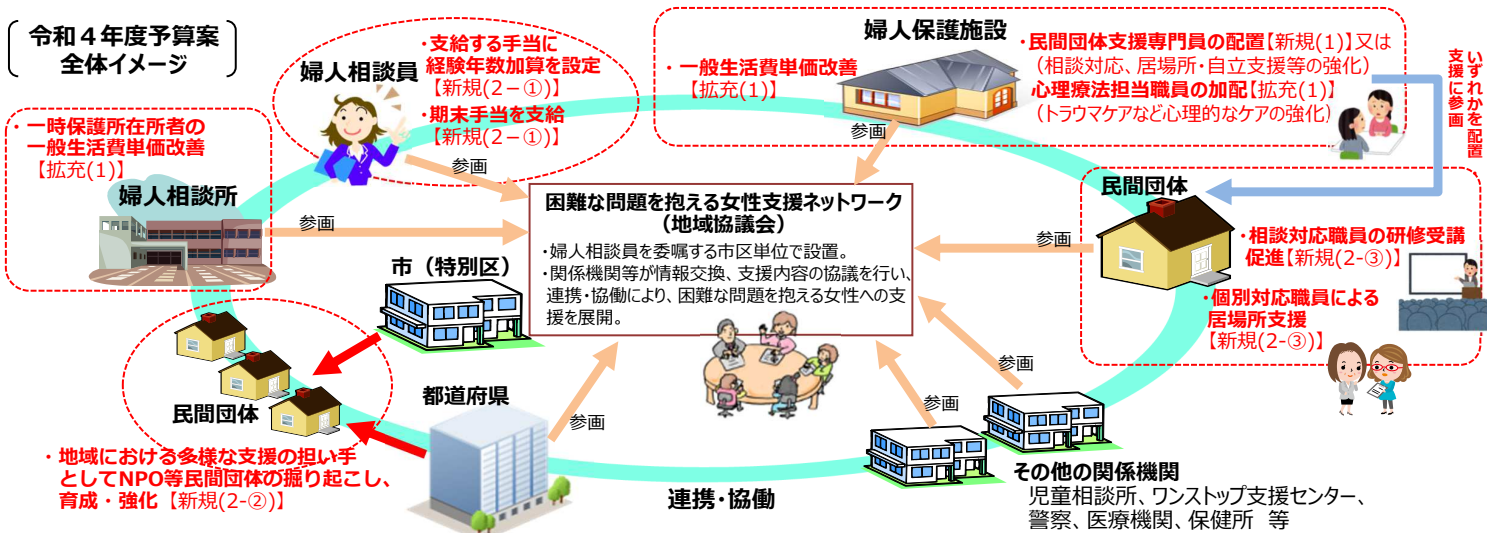
③民間団体支援強化・推進事業【新規】

地方自治体が、多様な相談対応や自立に向けた支援を展開するNPO法人等を育成し、官・民の協働による困難な問題を抱える女性への支援を推進する。

④若年被害女性等支援事業

相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供等に向けて、事業受託団体における相談対応職員の研修受講の促進、特に配慮を要する若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配等を行う。

〔令和4年度予算案
全体イメージ〕



婦人保護施設措置費【拡充】

(令和3年度予算) (令和4年度予算案)

	23億円	→	26億円
(婦人保護事業費負担金)	9億円	→	10億円
(婦人保護事業費補助金)	13億円	→	16億円

(事業内容)

婦人相談所が、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する者等を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用や、婦人保護施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。

(実施主体) 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

(補助率) 国 5 / 10 (都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 5 / 10)

<令和4年度予算案における拡充内容>

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、入所者に係る一般生活費の単価を引き上げる。

①民間団体との連携体制強化加算(新設)

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体と連携した支援体制を強化するため、婦人保護施設に、以下のいずれかを配置した場合に加算する。

ア 民間団体支援専門員

民間団体によるアウトリーチからの相談対応、居場所の提供、自立支援などの支援機能の総合的な強化に向けた指導・助言や、実際の支援への参画による実践的指導を担当する。

イ 連携強化のための心理療法担当職員

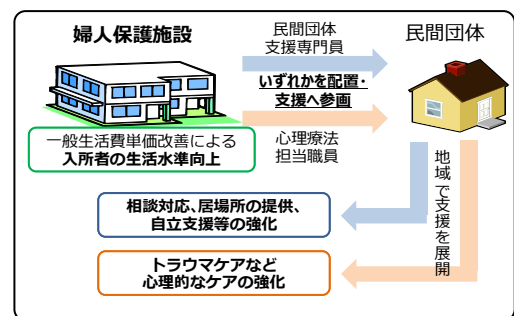
性被害によりもたらされたトラウマや、精神疾患を抱えた者など、心理的なケアにおいて特に配慮を必要とする者に係る民間団体による支援を強化するための指導・助言や、民間団体における実際の支援現場で実践的な指導を行う。

②一般生活費に係る基準単価の改善

婦人保護施設入所者及び婦人相談所一時保護所在所者に係る一般生活費の単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。

<基準単価>

- ・要保護女子等分：月額 59,300円 → **71,460円**
- ・乳児分：月額 41,600円 → 60,390円
- ・幼児分：月額 46,800円 → 60,390円



4

婦人相談員活動強化事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

<令和4年度予算(案)における拡充内容>

婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に経験年数に応じた加算を新設するとともに、期末手当を支給した場合の加算（手当月額の2.55月分）を新設する。

◆経験年数5年目(研修修了者)の婦人相談員における処遇改善例

年収ベース：237.2万円 → 303.9万円 (66.6万円増)

(月額ベース：197,700円 → 211,200円 (13,500円増))

<経験年数に応じた加算(新規)>

- 経験年数3～9年の者
 - 研修修了者：月額 4,500円 × (経験年数 - 2年) を加算
 - 研修未修了者：月額 3,500円 × (経験年数 - 2年) を加算
- 経験年数10年以上の者
 - 研修修了者：月額 45,000円 (= 4,500円 × 10年) を加算
 - 研修未修了者：月額 35,000円 (= 3,500円 × 10年) を加算

<期末手当加算(新規)>

1人あたり年額(手当基本額の2.55か月分)

研修修了者：年額 504,130円、研修未修了者：年額 392,440円

(事業の内容)

婦人相談員について、一定の研修を終了した場合に、勤務実態に応じた手当を支給するとともに、調査・指導のための旅費等を補助する。また、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

<手当基準額> 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円

(実施主体) 都道府県・市

(補助率) 国 5 / 10 (都道府県・市 5 / 10)

5

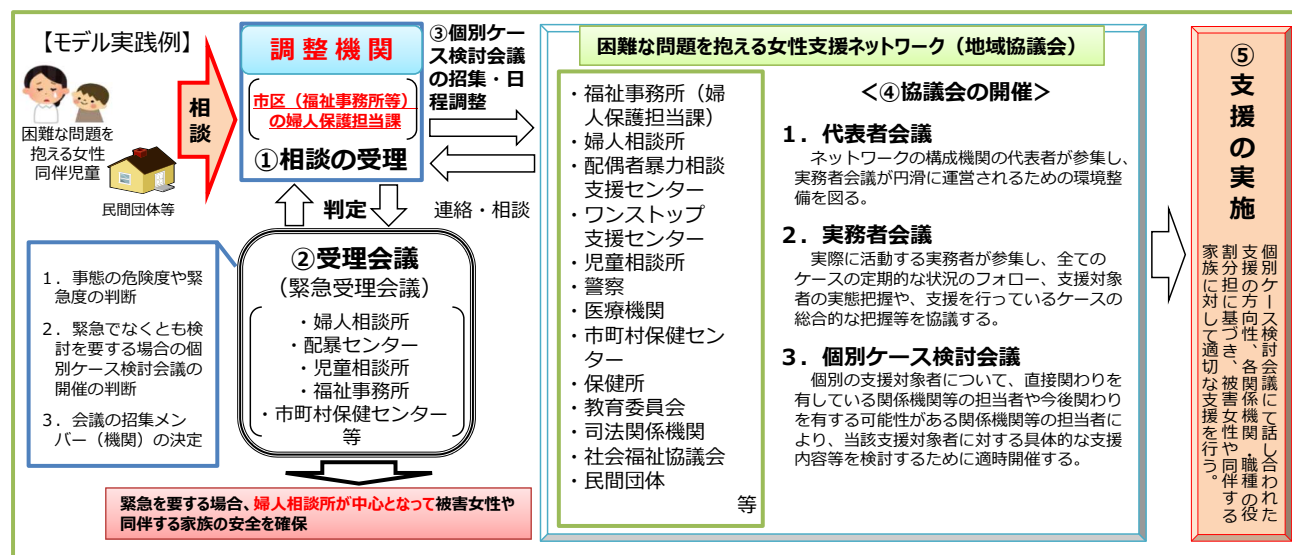
＜事業内容＞

○ 様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、試行的な取組として、婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）をモデル的に構築・運営する。

【実施主体】 婦人相談員を設置している市（特別区含む）

【補助基準額】 1自治体当たり 8,673千円（R3:8,519千円）

【補助率】 国：定額（10／10相当）



6

民間団体支援強化・推進事業【新規】

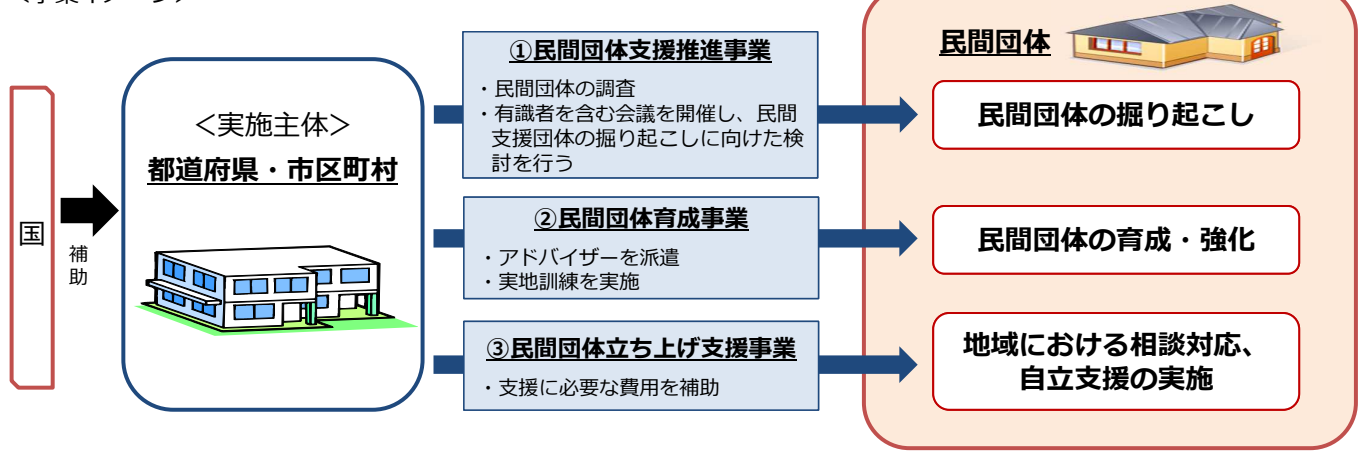
＜事業内容＞

女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現在の状況に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、**特色や強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組を推進するための自治体に対する補助事業を創設**する。

- ①民間団体支援推進事業：困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。
- ②民間団体育成事業：都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。
- ③民間団体立上げ支援事業：困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

＜実施主体＞ 都道府県・市区町村 ＜補助率＞ 国 1／2、実施主体1／2 ＜補助基準額＞ 1自治体当たり 11,385千円

＜事業イメージ＞



7

＜事業内容＞

様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を推進する。

「①アウトリーチ支援」及び「②関係機関連携会議の設置」を必須とし、「③居場所の確保」及び「④自立支援」は対象者のニーズ等に応じて実施する。

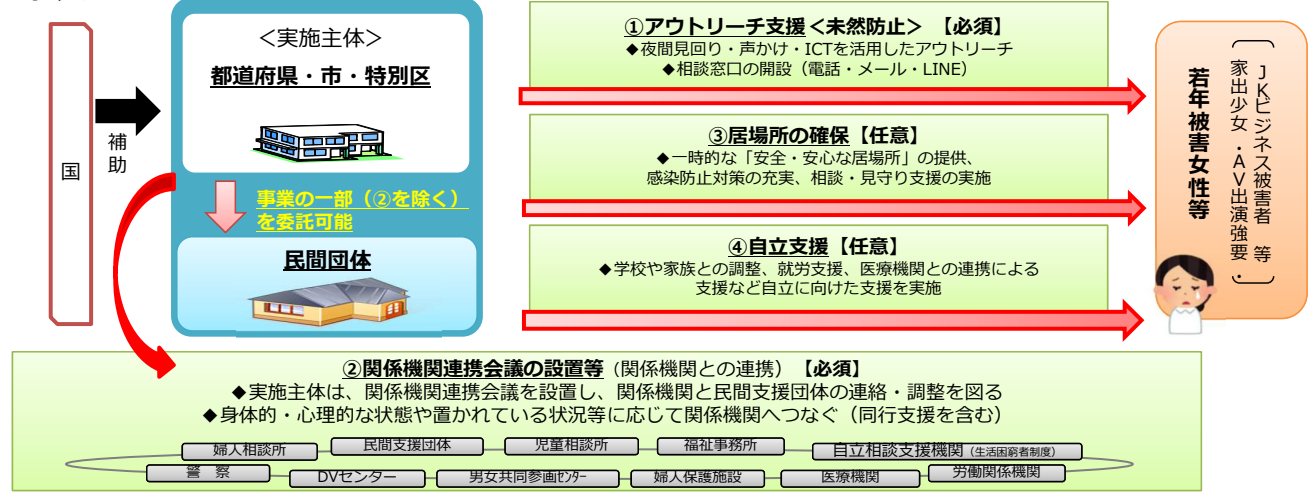
＜令和4年度予算案の内容＞

- ①アウトリーチ支援：相談対応職員の相談技能向上に向けた研修受講機会を確保するための代替職員雇上げ費用を新たに支援する。
- ②関係機関連携会議：行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
- ③居場所の確保：夜間における適切な支援体制確保のための生活支援員の増員、警備体制の確保、特に配慮を必要とする若年女性を受け入れるための個別対応職員の新たな配置を行う。
- ④自立支援：自立に向けた支援の適切な実施に必要な支援員の増員を行う。

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区 ＜補助率＞ 国1/2、実施主体1/2

＜1か所当たりの補助基準額＞ 45,634千円（R3補助基準額 26,743千円）（①～④全て実施）

＜事業イメージ＞



◆新たな女性支援の担い手＝民間団体 と

◆従来からの担い手（自治体・婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設） が

◆それぞれの強みを活かした「官民協働」の重要性

【支援の具体例】

▶ 20代 女性(コロナ禍の生活困窮)

両親は離婚しており母親と暮らしていたが、母親からの暴言などあり。精神的に追い込まれてしまい、20歳の時に大学を退学して家出。その後母親とは音信不通になり、父親は再婚しており疎遠になっていた。

民間団体を頼り、住居支援と就労支援をしてもらい一度就職したものの、精神的不調によりすぐに退職。その後アルバイトを始めるも、精神的に不安定で仕事が続かず、各地を転々とするようになった。

東京にあるシェアハウスがテレビで紹介されているのを観て、そのシェアハウスで暮らし始めたが、男女共同で個室もなく、寝ている時に男性住民に体を触られるなどの被害もあった。そして、コロナの影響によりシェアハウスの運営も難しくなり、あと数週間で出ていくようにと言われてしまう。

彼女自身もコロナの影響で収入がなくなり、緊急小口資金や総合支援資金を利用するも返済の目処が立たず途方に暮れていた。所持金も少なく、行く場所もないため自殺しようと考えているところで支援団体に相談があり、面談後、一時保護することとなった。

その後福祉事務所に同行し、女性相談センター(婦人相談所)で一時保護に至った。

LINE、メール相談→電話聞き取り→出張面談

→BOND一時保護→繋ぎ・連携(福祉事務所・女性相談センター)

bondプロジェクト提供

10

「家」にも「学校」にも「居場所」がない若年女性

- ◆親からの虐待、家族との不和、生活困窮、食事等もない 等
- ◆学校でのいじめ、教師との不和、不登校

家出・繁華街等での彷徨など

【多くのリスク】

- ・未成年、身分証やお金がない
- ・居場所がない(特に、コロナの影響で、夜間の閉店等)
- ・公的な支援や相談機関を知らない、公的支援機関利用の「抵抗感」
- ・SNS等に潜む危険

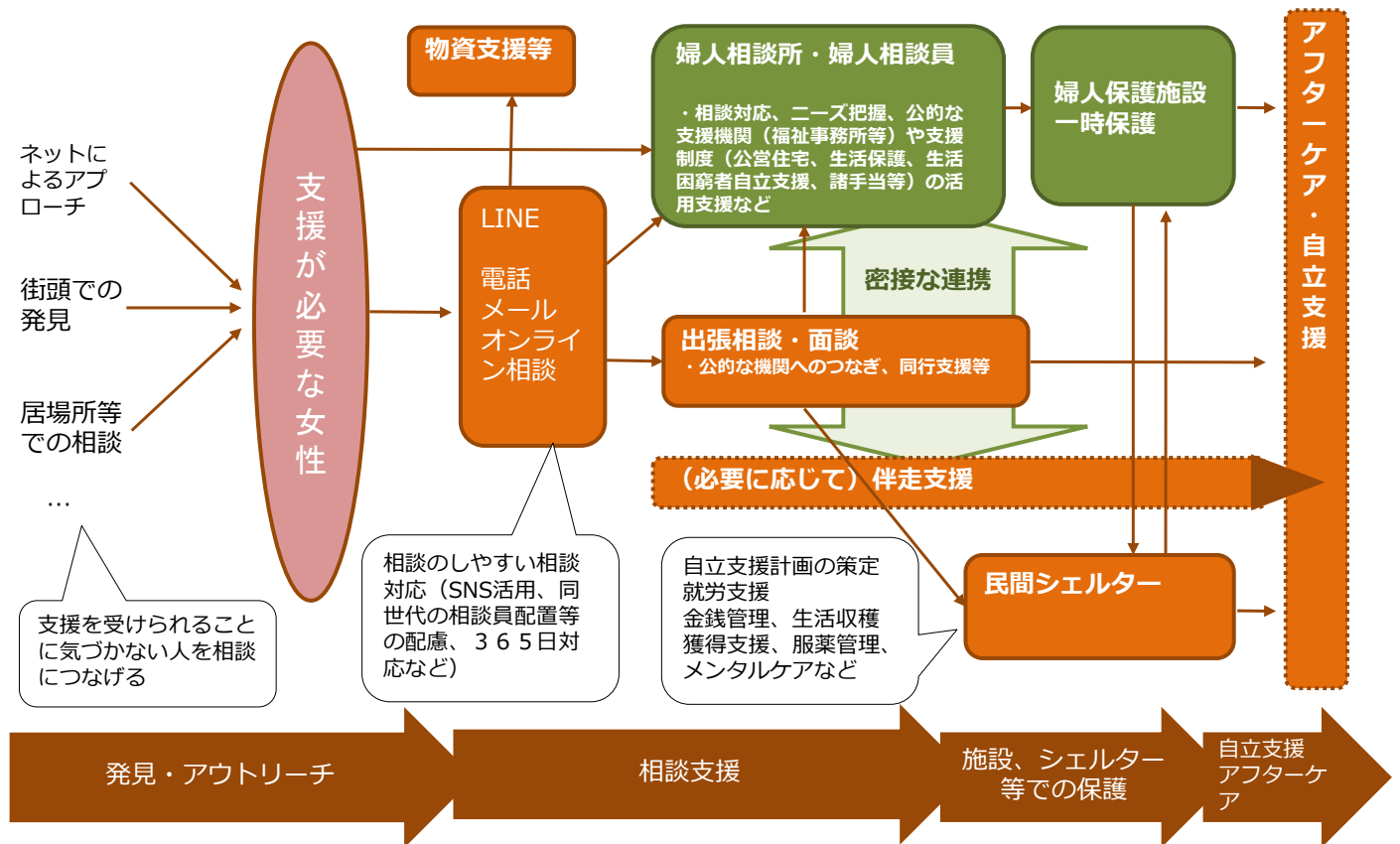
■孤独感等から、SNSで居場所を求める、声をかけられた人についていく等

⇒ その結果・・・

- ・犯罪被害
- ・性被害、性的搾取
- ・希死念慮 等

11

官民が協働 それぞれの長所を活かして支援を要する女性のニーズを踏まえた支援

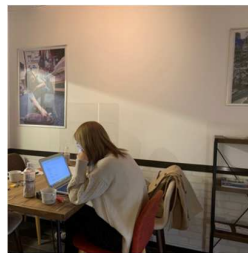
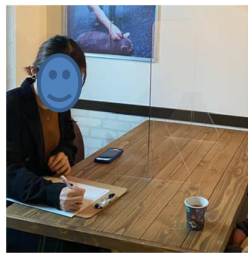


12

民間支援団体の実践例

－ 10代20代女の子のためのカフェ型相談室－

相談のきっかけ作り・気軽に立ち寄れる居場所・コロナ時代の対面相談や居場所の必要性



●●●毎週水・日曜日 13:00～19:00 ●●●

・カフェ型の居場所

オープン時間内で面談、電話、LINE、メール相談の対応
「相談」することのハードルが高く、相談窓口に辿り着けない。
困難を抱えていても「今」はまだ、相談することまで望んでいない。

・街頭パトロール、声かけ

横浜、川崎、関内駅周辺
相談カードの手渡し

・シェルターでの緊急一時保護

弁護士、児相との連携
すぐ、その日に行ける場所

・同行支援

児童相談所、福祉事務所、病院、警察、役所、ハローワーク、各種手続き等

13

【依頼事項 1】

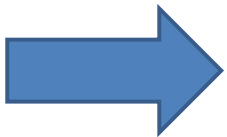
- 困難な問題を抱える女性支援における民間支援団体との連携の重要性にかんがみ、
それぞれの地域特性、地域の現状の把握を！

⇒ 地域における女性支援のニーズの把握

⇒ 女性支援の担い手となりうる民間団体の掘り起こし、育成（地域の民間団体の把握など）

【依頼事項 2】

- 各地域において、官民連携による婦人保護・困難な問題を抱える女性支援の体制づくりを！
 - ・ 婦人保護施設について、入所者の処遇改善、心理職の配置などの機能強化
 - ・ 婦人相談員の処遇改善
 - ・ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業による地域の困難な問題を抱える女性支援ネットワークの構築
 - ・ 若年被害女性等支援強化事業による困難な問題を抱える女性支援の民間団体の支援
 - ・ 民間団体支援強化・推進事業（仮称）による女性支援の民間団体の掘り起こし・育成等



自治体、団体等の皆様
国の補助事業の活用等を含め検討をお願いします

参 考 資 料

「若年被害女性等支援モデル事業」 令和 2 年度実施状況

実施主体	委託団体	委託団体の特徴等	主な 支援対象	アウトリーチ支援			居場所の提供
				見回りの場所	見回りの方法	相談窓口	
東京都	NPO法人 BONDプロジェクト	・2009年設立 ・フリーペーパーを発行し青少年の声を発信 ・荒川区「若年世代の自殺予防相談事業」等、自殺対策事業を受託	10代、20代の女性	・渋谷区 センター街周辺 ・千代田区 秋葉原駅周辺 ・豊島区 池袋周辺	街頭見回り と声掛け	LINE、メール、 電話、面談 等	都内 3 箇所 ※この他必要に 応じてビジネス ホテル等利用
	一般社団法人 Colabo	・2011年設立 ・夜の街で 10 代の女性への声掛け ・企画展「私たちは『買われた』展」による発信 ・女子中高生の「居場所」づくり	女子中高生	・新宿区 歌舞伎町 1 丁目 ・渋谷区 神宮通公園	声掛けし、「夜間巡回バス」で相談、食事提供など	LINE、メール、 電話、面談 等	都内 3 箇所 ※この他必要に 応じてビジネス ホテル等利用
	NPO法人 人身取引被害者 サポートセンター ライトハウス	・2004年設立 ・人身取引被害者支援 ・J Kビジネス、アダルトビデオ出演強要、児童ポルノ等による被害者支援	10代、20代の女性	・新宿区 新宿三丁目周辺	街頭見回り と声掛け、相談 カードの配布	LINE、メール、 電話、面談 等	都内 2 箇所 ※この他必要に 応じてビジネス ホテル等利用
神奈川県	NPO法人 BONDプロジェクト	—	10代、20代の女性	・関内・伊勢佐木町 周辺 ・横浜駅(ビブレ) 周辺 ・川崎駅周辺	街頭見回り と声掛け	LINE、メール、 電話、面談 等	横浜市内 1 箇所
福岡県	NPO法人 そだちの樹	・2011年設立 ・子どもシェルターの設置運営 ・施設退所児童等のアフターケア事業を実施	10代、20代の女性	・福岡市天神 (警固公園) ・SNS上	街頭・SNS上 の見回り と声掛け	LINE、メール、 電話、面談 等	福岡市内 1 箇所

16

【参考事例】令和 3 年度「若年被害女性等支援事業」の一部の委託先公募に係る仕様書〔東京都の例〕

- 国が策定した「若年被害女性等支援事業実施要綱」を土台としつつ、支援の内容や方法、留意事項等について、地域の実情を踏まえた独自の対応を規定。

令和 3 年度東京都若年被害女性等支援事業委託仕様書

- 1 件名
令和 3 年度東京都若年被害女性等支援事業委託
- 2 契約期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 3 履行場所
東京都（以下「都」という。）が別途指定する場所
- 4 委託概要
様々な困難を抱えた若年女性について、アウトリーチから居場所の確保、自立支援等を行い、公的機関と連携しながら、公的機関や施設への「つなぎ」を含めた事業を行う。
- 5 委託内容
受託者は、以下の（１）から（４）の事業を行うものとする。なお、（１）①の業務は必須とする。
（１）アウトリーチ支援
困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の以下の支援を実施する。
① 夜間見回り等
困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、夜間徘徊など家に帰れずにいる若年被害女性等に対して、声掛けや相談支援を原則として週 1 回程度実施する。または、都内繁華街などに常設の相談場を設置し、原則週 1 日以上若年被害女性等の相談などに応じる。
また、出張相談など若年被害女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

- ② 相談及び面談
(ア) 相談窓口を設置し、電話やメール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等 ICT を活用した相談を実施し、また、必要に応じて面談も行うことにより、若年被害女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応する。
(イ) また、アウトリーチ支援において声掛けを行った若年被害女性等や居場所を利用していただいていた若年被害女性等からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。
- (2) 関係機関連携会議への参加
行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議に出席する。
会議では、若年被害女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などが円滑かつ効果的に行えるよう協力するとともに、公的機関と密接に連携し相互に情報共有を図る。
なお、関係機関連携会議等において関係機関の間で情報共有を行うことについても、支援開始時点等に利用者から同意を得ることとする。
- (3) 居場所の提供に関する支援
若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。
① 居場所の提供期間
(ア) 居場所の提供は一時的な保護（1 日から 2 日程度）を原則とする。
(イ) 利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、都と協議のうえ、引き続き居場所での支援を実施することができる。その際、都が別に定める様式により報告すること。
なお、保護が 2 週間を超える場合は、自立支援計画を策定する。

17

② 居場所の提供体制居場所の提供に当たっては、基本的な感染症拡大防止対策を行い、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者と連絡が取れる体制を確保する。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、見守り体制を確保する。

公共施設等の既存の建物を活用することも可能とするが、その場合は、使用許可証、契約書等を提示し、あらかじめ都の承諾を受けることとする。

③ 利用者負担

支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。

利用者に負担させることができる金額は、自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得ることとする。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額とする。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿を整備することとする。

④ 留意事項

(ア) 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施する。

(イ) 居場所で長期に支援する場合の自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者話し合うなどして、利用者の意見が十分反映されるよう留意する。その際、女性相談センターと情報の共有を行い、必要に応じ、自立支援計画の内容について助言を受けるものとする。

(4) 自立支援

居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画等に基づき自立に向けた以下の支援を実施する。

① 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

② 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

③ 生活資金（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所などの関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

④ 必要に応じ、医療機関と連携し支援を行う。

⑤ その他の利用者の自立に向けた必要な支援を行う。

(5) 留意事項

① 各事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、区市町村、都が設置する福祉事務所若しくは児童相談所等に速やかに通告するものとする。

② 本事業を通じ、利用者の自立支援等のため福祉サービスの提供が必要な場合は、利用者の状況に応じ、東京都若年被害女性等支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4（1）②、第4（3）④（イ）（ウ）に基づき、該当区市等への相談、申請の支援等を行うものとする。その際、女性相談センター等都の所管部署と十分に連携を行う。

③ 各事業実施の過程において、受託者は、関係機関及び地域住民等と必要な調整を行うものとする。また、説明の要求及び苦情等があった場合には、丁寧に説明するなど事業に対する理解を得るよう努めること。

6 委託経費

下記によるものとする。

(1) 支出対象費目

本事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費 その他緊急に必要な経費

(2) 支払方法

年1回概算払いにより支払うこととし、事業終了後15日以内に都が定める様式により精算書を都に提出し、精算を行うこととする。

7 事業計画書の提出

受託者は契約締結後速やかに、都が定める様式により事業計画書を作成し、都の承認を得ることとする。

8 実施状況報告書の提出

受託者は、事業の進捗状況等を明らかにするために、都が定める様式により、四半期ごとに実施状況報告書を作成し、都が指定する期日までに提出すること。

9 委託完了届の提出

受託者は、事業終了後15日以内に、都が別に定める様式により委託完了届を作成し、提出すること。

10 関係書類の整備

受託者は、本事業実施に係る収支に関する帳簿、領収書その他の諸記録を整備・保存し、常に計理状況を明らかにしなければならない。

1.1 委託の取消

都は、受託者が行う事業に疑義が生じた場合に、本事業の実施状況等について説明又は報告を求め、必要に応じて、関係帳簿等の検査を行うものとする。受託者は、報告、検査の実施等に不都合がある場合、遅滞なく代替案を提示するものとする。ただし、代替案検査等の結果、問題が認められた場合は、改善を指示するものとする。なお、改善の指示が履行されない場合は、都は委託契約を取消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることとする。この場合、必要に応じて委託料の減額又は返還を求めることとし、都に損害の発生があれば、損害賠償を請求する場合がある。

1.2 再委託の取扱い

受託者は、受託者が行う業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、請け負わせることは出来ない。

1.3 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(ア) ディーゼル車規制に適合する自動車であること

(イ) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には速やかに提示し、又は提出すること。

1.4 留意事項

(1) 本事業の実施にあたっては利用者の相談内容等について、秘密保持に十分配慮すること。なお、必要に応じて都への利用者に関する情報提供・報告を行うこと。

(2) 本事業の執行にあたっては、「実施要綱」及び事業計画によること。なお、本事業契約後、国の若年被害女性等支援事業実施要綱が発出された場合、「実施要綱」を改正する場合がある。

(3) 受託業務の遂行にあたっては、都と協議しながら進めること。

(4) 本事業を効果的に実施し、また、関係機関等からの照会等に対応するため、都は事業内容に関する必要な調整及び報告を求める場合がある。その際、受託者は、迅速かつ適切に対応すること。

(5) 受託者は、この仕様書に定めるほか、別紙1「個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項」、別紙2「暴力団等排除に関する特約条項」を遵守すること。

(6) 受託者は事業の実施に際して、トラブルが発生した場合は、速やかに都へ報告すること。

(7) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、都と協議し、決定する。

(8) 都と受託者は相互に信頼の醸成に努め、事業遂行に際して生じる諸課題及び疑義等は、個別に協議を行うなど両者が直接折衝することによって解決することを旨とする。

1.5 問合せ先

東京都福祉保健局少子社会対策育成支援課（女性福祉担当）
電話（略）
メールアドレス（略）

「若年被害女性等支援事業」実施自治体・事業受託法人（令和３年度）

- モデル事業から本格実施への移行初年度である令和３年度における「若年被害女性等支援事業」の実施自治体・事業受託法人については、以下のとおり。

実施主体	事業受託法人	開始年度等
東京都	NPO法人 BONDプロジェクト	平成30年度から継続
	一般社団法人 C o l a b o	平成30年度から継続
	一般社団法人 若草プロジェクト	令和3年度新規
	NPO法人 ぱっぷす	令和3年度新規
福岡県	NPO法人 そだちの樹	令和元年度から継続
札幌市	公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会	令和3年度新規

20

婦人保護事業関係 令和４年度予算案の概要

令和３年度予算額
236億円の内数

→ 令和４年度予算案
238億円の内数

1. 婦人相談所における支援（婦人相談所運営費負担金）

16百万円

- 婦人相談所活動費
 - ・婦人相談所から要保護女性等を婦人保護施設、病院等へ移送する際の旅費及び連絡・調整等に要する経費を補助する。
- 外国人婦女子緊急一時保護経費
 - ・外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等を補助する。
- 婦人相談所における広域措置の実施
 - ・他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等を補助する。
- 相談・一時保護同伴児童経費
 - ・DV被害者等に同伴する児童のための保育の備品等を整備し、相談及び一時保護の環境を整える。

2. 婦人相談所における一時保護、婦人保護施設における自立支援

婦人保護事業費負担金
婦人保護事業費補助金

26億円

- 婦人相談所における一時保護の実施
 - ・職員の人件費、入所者の食費などの生活費、施設の維持・管理費を補助する。
 - ・同伴児童が適切に教育を受けられるよう、学習指導員※を配置するとともに、教材等の整備に必要な経費を補助
 - ・一時保護委託先の同伴児童が小・中学校等に安全・安心に通学できるよう、生活支援員※による通学への同行に必要な旅費等を補助する。
 - ※学習指導員、生活支援員の配置に係る経費については、児童虐待・DV対策等総合支援事業で予算措置
- 婦人相談所が一時保護委託するための経費
 - ・DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。
- 婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費【拡充】
 - ・職員の人件費、入所者の食費などの生活費、就職活動のための旅費、施設の維持・管理費を補助する。
 - ・婦人保護施設入所者等に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。
 - ・様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応するため、個別対応職員の配置に要する費用を補助する。
 - ・同伴児童が適切に教育を受けられるよう、学習指導員を配置するとともに、教材等の整備に必要な経費を補助する。
 - ・同伴児童が小・中学校等に安全・安心に通学できるよう、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等を補助する。
- 心理療法担当職員の配置【拡充】、民間団体支援専門員の配置【新規】
 - ・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。
 - ・婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。
- 同伴児童のケアを行う指導員の配置
 - ・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に、同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。
- 夜間警備体制強化事業
 - ・配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図るため、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化する。
- 婦人保護施設入所者の地域生活移行支援
 - ・賃貸物件を活用して地域生活移行支援を実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。
- 婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の支給
 - ・婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

21

- 婦人相談員活動強化事業【拡充】**
 - ・婦人相談員に対して、経験年数に応じた加算を設定した上で手当を支給するとともに、期末手当を支給し、適切な処遇を確保する。
 - ・婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費等を補助する。
- 婦人保護啓発活動事業**
 - ・婦人相談所等が、地域住民に対して要保護女子の保護更生及び暴力被害女性の保護についての確な理解と密接な協力が得られるよう婦人相談所、関係機関、協力機関と連携して、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を実施する。
- 婦人保護施設退所者自立生活援助事業**
 - ・婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、対象者の職場や居住へ訪問、集いの場を提供するなどの方法により、相談、指導等の援助に当たる。
- 休日夜間電話相談事業**
 - ・婦人相談所に婦人保護事業に精通した婦人相談員経験者等による相談等に対応する協力員を配置し、土日祝日を含め24時間対応が可能となるよう支援体制を確保する。
- 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業**
 - ・婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。
- 婦人相談所等職員への専門研修事業**
 - ・婦人相談所職員や婦人相談員等、直接被害者から相談を受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を実施する。（年3回）
- 専門通訳者養成研修事業**
 - ・人身取引及びDVに関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施し、人身取引被害者や外国人DV被害者への適切な支援を確保する。
- 法的対応機能強化事業**
 - ・婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻、在留資格等についての相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。
- 婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業**
 - ・様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応するため、個別対応職員の配置に要する費用を補助する。
- 婦人相談所SNS等相談支援事業**
 - ・若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費を補助する。
- 地域生活移行支援事業（ステップハウス）**
 - ・婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域生活等を体験するための支援を行う。
- DV対応・児童虐待対応連携強化事業**
 - ・婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、「児童虐待防止対応コーディネーター」を配置し、児童虐待対応との連携強化を図る。
- DV被害者等自立生活援助事業**
 - ・一時保護解除後のDV等被害女性が、地域で自立し、定着するための支援を実施し、自立支援を促進する。
- 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業**
 - ・婦人相談員を配置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営に要する費用を補助する。
- 民間団体支援強化・推進事業【新規】**
 - ・地方自治体が、多様な相談対応や自立に向けた支援を展開するNPO法人等を育成し、官・民の協働による困難な問題を抱える女性への支援を推進する。
- 若年被害女性等支援事業【拡充】**
 - ・相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供等に向けて、事業受託団体における相談対応職員の研修受講の促進、特に配慮を要する若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配等を行う。

婦人保護施設退所者自立生活援助事業

R4 予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

- 婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、対象者の職場や居住へ訪問、集いの場を提供するなどの方法により、相談、指導等の援助に当たる。

【事業内容】 婦人保護施設を退所した女性が、地域社会で安定した自立生活が継続して送られるように支援する。

【実施主体】 都道府県 ※民間団体等への事業委託を可能とする。

【対象施設】 退所者のうち支援を希望する女性が5名以上いる婦人保護施設

【事業内容】

- ・訪問指導等による日常生活に対応する援助（食生活、健康管理、金銭管理等）
- ・地域及び職場での対人関係の調整等
- ・関係機関等への同行支援
- ・集いの場提供支援（拡充）
- ・その他社会生活における相談、余暇指導等

【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

【補助基準額】

- ・対象者5人以上10人未満 1施設当たり 930千円
- ・対象者10人 1施設当たり 1,859千円
- ・10人を超えた対象者1人につき154,600円を乗じて加算
- ・集いの場提供支援 1施設当たり 425千円

概要

- 婦人相談所に婦人保護事業に精通した婦人相談員経験者等による相談等に対応する協力員を配置し、24時間の対応を実施する。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置する指定都市
※民間団体等への事業委託を可能とする。

【実施内容】 ①各婦人相談所の通常の開所時間外の時間帯に行われる相談等に対応する協力員を時間外に配置する。
②各婦人相談所が閉所している土日祝日に行われる相談等に対応する協力員を配置する。

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置する指定都市 1 / 2

【補助基準額】

①平日夜間

- a) 18:00～20:00 月額 37,450円
- b) 18:00～22:00 月額 74,900円
- c) 18:00～ 9:00 月額 599,260円

②土日祝日

- a) 9:00～18:00 月額 139,490円
- b) 18:00～20:00 月額 17,430円
- c) 18:00～22:00 月額 34,870円
- d) 18:00～ 9:00 月額 278,980円

婦人相談所等職員への専門研修事業

概要

- DV被害女性等の人権や特性、通信機器の性能等に関する理解を深めるために専門研修を行う。

【実施主体】 都道府県、婦人相談員を設置する市

【実施内容】 DV被害や性暴力被害等に精通した司法、医療、心理等の学識経験者や通信機器に精通した有識者等を講師として招聘し、被害者の人権への配慮やDV被害等の特性や通信機器の性能等に関する理解を深めるための研修を実施する。

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談員を設置する市 1 / 2

【補助基準額】

- ・研修を年1回開催する場合 年額 87,070円
- ・研修を年2回開催する場合 年額 174,140円
- ・研修を年3回開催する場合 年額 261,210円

概要

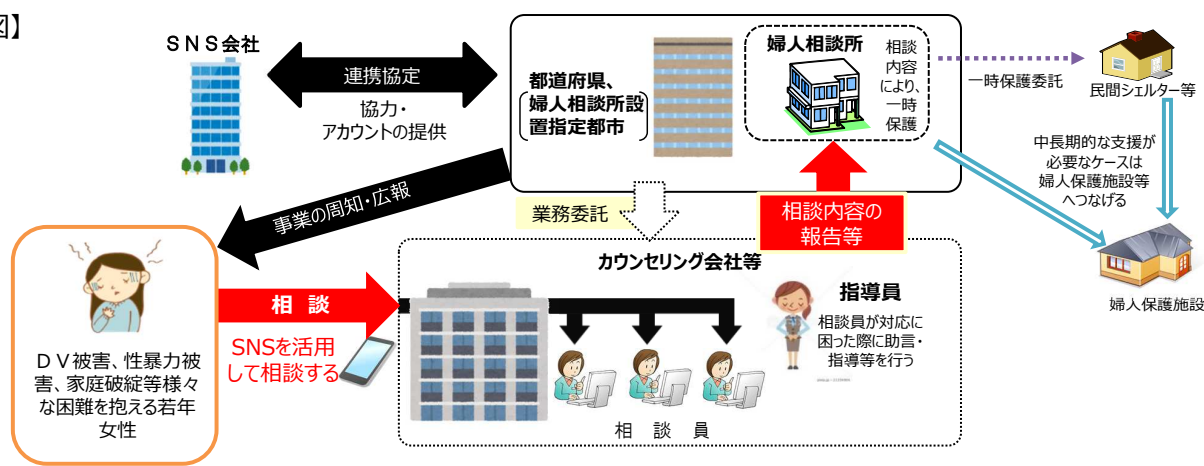
- 婦人保護事業では、従来、婦人相談所等において電話相談から始まり、来所相談、一時保護等の支援につながっているところであるが、近年、若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、婦人相談所にSNSを活用した相談体制を導入し、それを入り口として、若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を行う。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市 ※民間団体等へ業務委託可

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額】 1自治体当たり 39,862千円

【イメージ図】



26

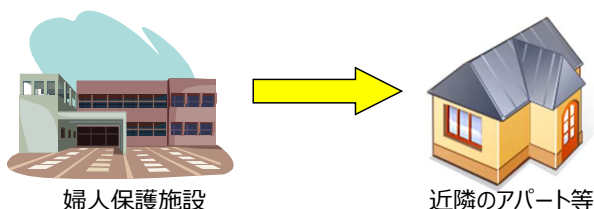
地域生活移行支援事業（ステップハウス）

概要

- 婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域生活等を体験するための支援を行う。

《ステップハウス》

婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域生活等を体験するための支援を行う。



- ・施設と近距離にあるアパート等で実施
- ・新たに生活支援員を配置し、生活資金の自己管理の訓練や見守り支援を実施
- ・利用者や婦人相談所との十分な協議
- ・日常生活に必要な設備、保健衛生・安全に配慮
- ・生命や身体の安全の確保への配慮

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

【補助基準額】 1施設当たり 563千円

※利用者については、本体施設の入所者と同様に措置費の支弁が可能

※賃貸物件を活用して実施する場合に、物件の賃貸料の一部を婦人保護事業費補助金にて補助

27

DV対応・児童虐待対応連携強化事業

R4 予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

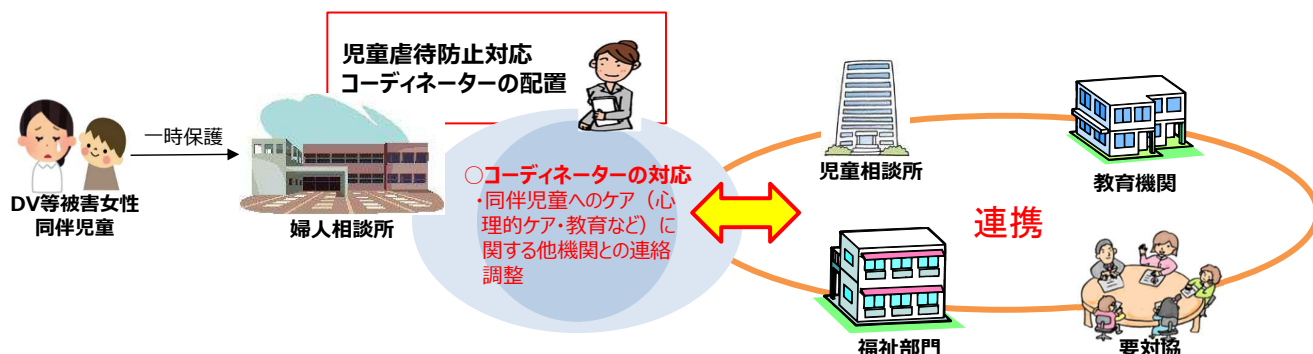
- 婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び必要保護児童対策地域協議会等の関係団体と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター」を配置し、児童虐待対応との連携強化を図る。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額】 1 か所当たり6,251千円

【事業イメージ】



28

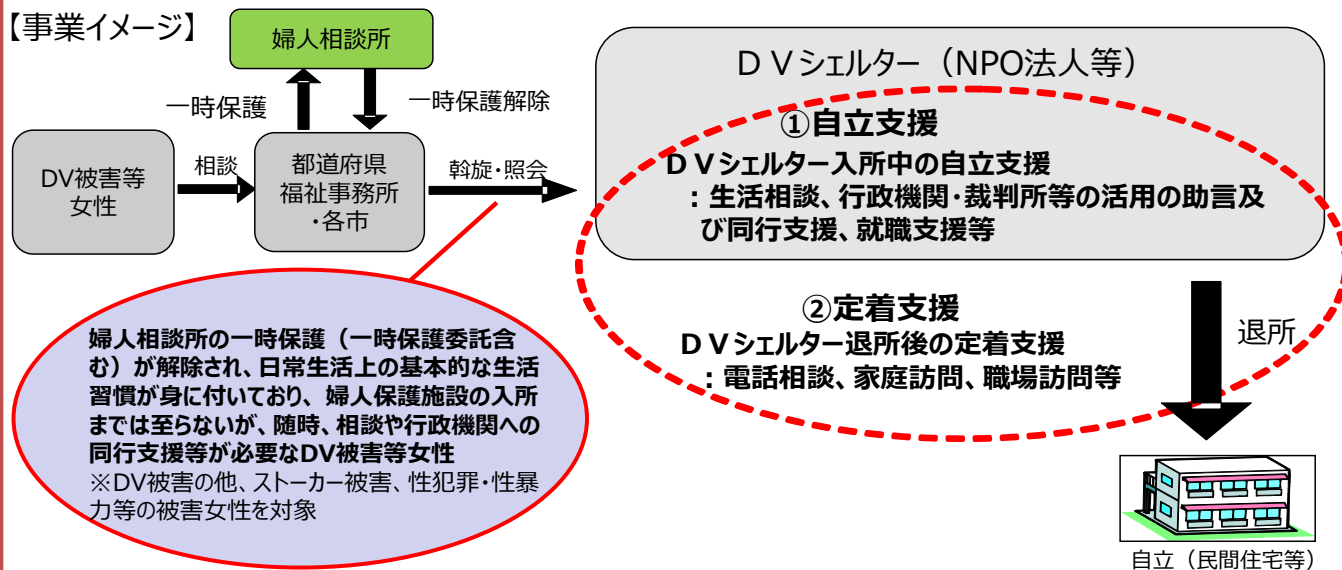
DV被害者等自立生活援助事業

R4 予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

- 一時保護所退所後のDV等被害女性が、地域で自立し定着するための支援を行う。

【事業イメージ】



【実施主体】 都道府県・市

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市 1 / 2

【補助基準額】 1か所当たり 4,552千円

29

【本資料に関する問い合わせ先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室

T E L : 0 3 - 3 5 9 5 - 3 1 1 2

E-MAIL : josei-hogo@mhlw.go.jp